

平成19年3月31日

〒590-0494

京都大学原子炉実験所  
助手・小出裕章様

〒177-0041 4-25

蒼天社政治情報センター  
代表・石川鐵也



## 公開論議における結論

平成19年3月15日第586-48-58963-5号配達記録郵便での公開論議書Xに対する小出論(3月22日付)を拝見しましたが、これまで同様の予想を裏切らぬ内容であり、京大ブランドの信用失墜にも繋がるようなものでした。

当初は本件論議を通じ、「国策の名に値しない」とする小出論の中身を明らかにしたその上で、原子力政策の不明瞭な部分を指摘し、国民の納得するような修正案を導き出せればと考えたのですが、小出論の中身はといえば、(質より量、中身より梱包)愚痴、抽象論及び感情論に終始しており、反面教師とする以外にその活用方法を見いだすことが出来ませんでした。

よって、これまでの小出論をも整理し、下記結論付けさせていただきます。これ以上の信用失墜を避けるためにも、本書を公開し、当該論議を終了させることを提言させていただきます。

もし、本書で納得いただけないのであれば、「ご自身の思い込み」などといった抽象的な表現をされず、当該文言を抜粋し、どのように思い込んでいるのかを明確にされた上で反論してください。そうすれば、議論も成り立ちます。

なお、ネット上での公開について後悔し、終了と同時に当該論議を消去するものと推察しておりましたが、「石川さんと私の主張のどちらに理があるかは、読者に任せればよいと思います(抹消すれば読者には判断不可能)」との事、公開は継続されるものと理解し、小出さんの度量に感服しましたことを申し添えます。

### — 記 —

#### 1. [原子力発電の代替エネルギーについて]

スウェーデンは1980年に国民投票を実施し、原子力発電所の全廃を決定しましたが、2007年の今日においても、その決定は履行されておられません。「自然環境、国民の負担する電気料金や産業界にも悪影響を及ぼさない代替エネルギー源が確保されたら」といった条件をクリアーできないからです。

そういった現実を踏まえればこそ、「国策に異を唱える場合、代替案の提示は当然であります」云々(公開質問状の1及び2)と質したのです。

それに対して小出さんは —

10月17日 - 1項等「日本が頼るべきエネルギー源は太陽エネルギーしかありません。ただし、そうするためには長い年月が必要です」

11月7日 - 5項等「中期的には石油、石炭、天然ガスで行くしかないでしょうし、長期的には太陽エネルギーに頼るしかないのです」

11月30日－前文「これまで原子力が担ってきた部分を火力などで埋め合わせる必要が生じます」

12月18日－1項「原発の熱効率は約33%です。火力発電の熱効率はすでに50%を越えていますから、原発から火力発電に変えるだけで大幅なエネルギーの節約ができます」

1月10日－1項「(原子力発電を)廃棄するためには、代替燃料の確保、発電所員の移動、そして多数の企業・自治体、ステークホルダーの利害得失が絡んで容易でない作業が必用となります。それが達成されるまでは原子力は事実として存在してしまいますし、マスコミがそれを認めたとしても何の不思議もありません」などと応じられました。

にもかかわらず、地球温暖化問題（公開論議書Ⅸ）に触れると――

3月12日－1項「すでに何度もお答えしたことですが、私は原子力をやめて火力にすればいいなどと主張しているのではありません(厚顔無恥的な主張に苦笑)。誤解の上で、何度も議論を蒸し返さないようにお願いします。私は、原子力は即刻やめるべきだし、火力も減らしていき、せめて現在のエネルギー消費量の半分まで減らすべきだと言っています」といった牽強付会論を展開されました。

私はその事実を指摘（公開論議書Ⅹ－1）すると、一変して――

3月22日－1項「原発を止めれば、その分火力発電を動かさなければならないこともすでに何度も書いています」と記述し、馬脚を露す結果となりました。

小出さんは火力発電の使用を「中期的」と抽象的に強調されますが、3月21日の読売新聞社説をも参考にしてください。まるで、私の主張を補足するかのように、「エネルギー安全保障上も、原発は欠かせない。02年から1年間、東京電力の原発17基全てが停止した際、これが浮き彫りになった。停止は、原発点検の不正が発覚したためだが、東電は火力発電で電力を補い、CO2の排出量を4200万トンも増やした。我が国は、温暖化対策のため、CO2排出量を、1990年の水準から6%削減することを国際的に公約している。4200万トンという量は、1990年水準の3.4%にも達する」と記されており。

上記事実等を含めた状況を踏まえれば、既存の火力発電所を原発の代替エネルギーと位置付けるわけにはいきません。予備電源とご理解ください。

また、3月12日－1項「地球温暖化の本質は、二酸化炭素の放出にあるのではありません。約200年前に起きた産業革命で始まったエネルギーの大量使用自体にあります」といった小出論を、国際会議などの責任ある人々の集まりの場で述べたならば、「では、人間が火の活用を発見し、文明国家の礎を築いたことが根本なのですな」などと反論され、失笑を買うことでしょう。再言されないことを望みます。

現状における原子力発電の必要性については、常識ある万人が認めるところであり、即刻廃炉は「非現実的」と断じざるを得ません。

貧資源国・日本のエネルギー戦略、現状におけるその多様性（原子力発電、火力発電、水力発電、太陽光発電、風力発電、地熱発電、バイオマス発電等のベストミックス方式）からいっても、「原子力発電は必要不可欠なエネルギー源」と断じられます。これは、小出論（それぞれの発電方法が持つ不十分さを補えるようにすることこそ、安定的に電力を供給する道です(10月24日－2項、11月7日－2項)）にも該当するはずで

政府、事業者は、朝日新聞の提言（ヒヤリとした程度のトラブル（身体・生命に影響を与えない等）の場合には、進んで公表すれば、とがめないというような制度を導入すべき・3月21日社説）などをも取り入れ、一刻も早く国民に信頼される体制を構築すべきと考えます。

## 2. 「安定供給について」

電力各社は、電気事業法で、「電気の使用者の利益を保護し（第1条目的）、正当な理由がなければ、その供給区域における一般の需要に応ずる電気の供給を拒んではならない（第18条供給義務）」などと規制されています。供給義務が課されているが故に、独占企業として利益も保証されているのです。

そういった保障があるからこそ、理不尽とも言えるような自然エネルギーの買い取りにもある程度（無制限に買取り販売先が確保できなければ企業として成り立ちません）は応じられるのです。供給義務故に、電力各社は、安定電源の確保に努めなければならないのです。

(1)小出さんはこれまで――

10月17日－2項「事故があればいっせいに停止を余儀なくされる原発にもまた安定供給に問題があります。原子力は安定電源だなどという主張であれば、そもそも誤りです」（・・・は事実反する）

10月24日－2項「原発の場合にはそれが抱える技術的問題の深刻さゆえに、ひとつの原発でおきた事故が他の原発に波及し、いっせいに停止せざるを得なくなる弱点があります」（・・・は事実反する）

11月7日－2項「東京電力のすべての原発がすべて一斉に停止を余儀なくされたことがあります」（・・・は事実反する）

11月30日－3項「私は原発は巨大な危険を内包するという特殊性から、有無を言わず同時に一斉に停止せざるを得ない事例が過去に何度もあったことを述べています」（・・・は事実反する）

12月18日－4項「東電の全原発が有無を言わず、一斉に停止した事実を確認することなど容易です」（・・・は事実反する）

12月25日－4項「原発は膨大な危険を内蔵するが故に、何かトラブルがあれば、安定電源としての役割を果たせなくなるのです。太陽光発電は、それが分散型であるという特徴から、このようなことは起きません」（・・・は事実反する）

1月18日－4項「スリーマイル島原発で事故が起こり、当時日本で稼働していた8基の加圧水型炉はすべて停止に追い込まれました」

1月31日－4項「原子力発電は、それが抱える危険が膨大なため、別の原発で事故などが起きれば、たとえ違う国の原発であっても影響を受けるのです。こんなことは太陽光発電、風力発電では起こらないことで、原発には原発固有の問題があります」（・・・は事実反する）などと論じてきました。

こういった意見に対し私は、安定電源の定義を示し、小出さんが指摘した原発の停止に至る経緯や具体的な停止日を記述（公開論議書Ⅱ－4及び公開論議書Ⅴ－4等）し、「有無を言わさぬ原発一斉停止」など存在しなかった事実を伝えました。また、風力発電については、24基の一斉停止の実情を告げ、太陽光発電についても、事例を上げて一斉停止の恐れがあることを明記しました（公開論議書Ⅵ等）。

原子力発電、太陽光発電及び風力発電であろうとも、同メーカー、同型式の一斉停止、その可能性は存在するのです。しかし、部分的かつ計画的な一斉停止の可能性が存在しても、「全世界の全原子力、太陽光及び風力等発電が一斉に停止する可能性は0」と言っても過言ではないでしょう。小出さんのように「しかし、ただし」といった保険的文言を繰り返さずとも、これもまた事実なのです。

安定電源とは、一斉停止の可能性で決定されるものではありません。安定電源か否かは、計画性をもって、計画的に停止し、稼働させることが可能か否かで決定されるのです。安定電源あってこそその安定供給です。

(2)「安定と安全」一体どちらが優先されるのでしょうか。安定供給が実施されている今日においては、その大部分が「安全」と答えるはずですが、しかし、自然災害であろうと人的災害であろうと、災害発生時に聞き取り調査を行えば、その大部分が「一刻も早い復旧」を唱え、「安定供給」の必要性を認識するのです。

異論があれば、これまでに発生した災害時の報道内容を確認してください。安全最優先とする報道がどれほど存在するのでしょうか。災害直後であれば、「安全供給、消費期限や賞味期限、快適性を優先する報道など皆無」と断言できます。

自然災害等の正当な理由があれば、一般の需要に応えられずとも批判されないはずですが、現状はそうではありません。電力にも数多くの苦情や復旧要請が成されます。夜中だろうと嵐だろうと関係ありません。国民(契約者)の願いはただ一つ、一刻も早い復旧、安定供給の確立に他ならないのです。「安全を第一に考え、明るくなってから、天候が回復してから復旧工事に着手してください。安定供給など二の次で良いのです」とは誰も言いません。聞いたことがありますか？

そうなると、現場も我が身の「安全第一」よりも「復旧第一」にならざるを得ません。保守点検時もそうですが、現場指揮者には、その後に発せられるであろう国民の声、世論を構築する報道内容にも気を使わなくてはなりません(当方聞き取り調査によって判明)。時間帯や曜日によっては、現場責任者にそのすべてが委ねられる結果となるのです。昨今発覚した多くの不適切な問題は、「正にこの時点を契機に生じた結果であり、その責任の一端は、国、契約者にも有る」と断じられます。

現場に重圧(ライフライン関係者には安定供給の責務。消防署員には消火や救出の責務。警察官には犯罪予防及び犯人逮捕の責務。自衛隊員には国防や救助の責務が課されている)をかけながらも、二次災害等が発生すれば、その責任を負わされるのもまた現場責任者です。「公的給与を得ているのだから責任を課されても当然だ」と言うだけでは問題を解決できません(小出さんには何らの責務も課されないのでしょうか?)。

安全であれば、それだけで安心できるものではありません。安全か否か、第三者には容易に判断できないからです。「安全・安心」と唱えていれば、それで国民の指示が得られると勘違いしている政治家や事業者も数多く存在しますが、現場に対する不動の信頼がなければ、真の意味での安心など得られるはずもありません。

安定(推進)と安全(規制)は車の両輪です。安定を無視した規制など継続されませんし、安全を無視した推進もまた理解されません。きちんとした議論なきままに、経済産業省からの原子力安全・保安院の分離や規制の強化を訴えるのではなく、原因究明をも含めた全体論議を展開させ、再度の不祥事発覚とならぬようなシステムを構築すべきではないでしょうか。

### 3. [核燃料サイクルについて]

貧資源国・日本におけるエネルギー資源の輸入状況等をも鑑みれば、資源の再利用（核燃料サイクル）を目指すのは至極当然と言わざるを得ません。

小出さんは「核燃料サイクルを支える一番重要な技術である高速増殖炉と再処理は実現の見込みがありません（3月12日－4項）」と述べながらも、一方では「仮にそれらがすべて完璧に実現できたとしても、資源の量はせいぜい石炭に匹敵する程度にしかありません（同項）」と保険をかけ、「どのようなエネルギー源を目指すかは、選択の問題です。利害、得失を分析した上で、少しでも合理的な選択をする必要があります」と述べています（小出さんは、害、失のみを分析）。

利害、得失を分析した上で、小出さんも認める科学の進歩による可能性への挑戦。貧資源国・日本にとって、石炭の量と同量の国産エネルギー源が確保できるというのであれば、それでも御の字と言えるでしょう。その得られたエネルギーの消費期間内で、新しい安定エネルギー源が確保されるかも知れないのです。小出さんのように否定するだけでは何も得られません。

民主社会においては、小出さんのように非現実論を唱え、「核燃料サイクルなどに厩大な人材や資金を投入することは愚かなことです」といった発言をしても処罰などされません。公的資金を与えた者にさえ寛大なのですから、学者、研究者が信念をもって対処すれば、核兵器の材料など1グラムも製造されないのです。プルトニウムといえども平和利用の材料であり、核兵器の材料ではありません。

「1月10日－9項」→「公開論議書Ⅳ－9項」→「1月18日－9項」→「公開論議書Ⅴ－9項」→「1月31日－9項」と熟読し直してください。もし、核兵器の製造に手を染めるような学者や研究者が存在したその時は、小出さんと協力して説得に当たりましょう。

### 4. [高レベル放射性廃棄物の処理・処分について]

小出さんはこれまで――

①10月24日－4項等「科学はもちろん一歩ずつ進歩します。科学に携わっている人間として誰よりもそれを確信します。しかし、現時点の科学が高レベル放射性廃棄物の処分の安全を保証しないということは事実です。今後の研究で地層処分よりましな処分方法が見つかる可能性はもちろんあります。だからこそ、今、安全の保証ができない方法で埋捨てにすることはならないと私は主張しています」

②11月21日－2項「今の時点でできる唯一のことは、地上の保管施設で保管することです。私は、東京電力や関西電力等の電力会社の本社の地下にその施設を作るべきだと主張しています」

③11月30日－2項「地層処分も地上保管もどちらも危険です。ただ、私が地層処分するよりは地上保管せよと言っているのは、何かあったときに対処できるからです」

④1月10日－2項「現時点での科学は地中埋捨の安全性を保証しません。したがって、私は埋捨に反対です」

⑤1月18日－2項「地層調査を受け入れるような自治体は、仮に協定書を締結したとしても、財政はいっそう悪化するだけで、いずれは受け入れさせられてしまいます」

⑥1月31日－2項「これまで・・・原子力関連施設の立地は財政的に疲弊させられた

地方がカネとの引き換えに押し付けられてきました」

⑦ 2月13日－2項「住民の多数が反対しているところに原子力施設が押し付けられた、などと私は書いたことはありません」

⑧ 2月21日－6項「国の専決事項であれば、仮に都道府県知事が反対しようと処分場は建設されてしまうことになり、ますます地元住民の抵抗が大切です」

⑨ 3月5日－2項「国の政策の誤りのため、地方が財政的に疲弊させられ、その上で、原子力などの迷惑施設を受け入れざるを得なくされています。そのような国のやり方に私は反対です。これ以上に、どのような説明が必要なのですか」

⑩ 3月12日－5項等「高レベル放射性廃棄物を安全に処分できる方策を私自身も持ちません。現在できる最良の方策は地上の保管施設で保管することだと主張しています。その具体的な場所として東電や関電など放射能のごみを生んだことに一元的に責任のある企業の地下を提案しています」

⑪ 3月12日－6項「高レベル放射性廃物の安全な処分方法は現在見出されていません。その理由は、何よりも管理を要する時間の長さが100万年にわたることにあります。そのような長さに亘って安全を保証できる学問は、残念ながら現在ありません」と述べてられました。

しかし、①どこが、どの様に安全が保証されないのか？今後の研究で、と言いながら誰が研究していると言うのか？小出さんらが反対すれば解決するのか・・・？

②地上保管施設を地下に作れば地下保管となり、地上保管が良いとする小出論とは矛盾するが、その具体的な仕様をどうするのか？また、電力本社の地下ならば、安全性等については一切考慮する必要がないのか？地上保管はどこで・・・？

③何かあった時に対処できると言うが、その何かとは一体どういった状況を想定しているのか？対処時間をも考慮すれば、地上より離れた深地層となるが・・・？

④前項①同様、安全性を保証されない部分とは？

⑤いずれは受け入れさせられてしまいます、ということは自治体が拒否しても受け入れさせられるということか・・・？

⑥前項⑤同様。

⑦原子力施設の誘致は住民に選出された首町らが行ったことであり、押し付けられたとの主張は誤りでは・・・？

⑧ 47都道府県の住民が反対するだけでは、何らの解決にも繋がらず、子孫に負の遺産を残す結果となる訳だが・・・？

⑨国の政策のどこが、どの様に誤ったのか？また、我が国の役人（頻繁に人事異動が実施される中）で、地方を疲弊させ、もって原子力施設を受け入れさせる、などといった高等戦術を駆使できる者は存在しないと思うが、何をもって一連の繋がりを立証するのか・・・？

⑩「自身も持たないと」言うが、小出さんは地層処分のスペシャリストなのか？小出さん言うところの「安全に処分」するための具体的な条件とは何か・・・？

⑪国は、長期管理の難しさをも考慮したからこそ地層処分を決定したのではなかったのか。にもかかわらず、地上施設で保管した方が良い、とはこれ如何に・・・？

— といった問題等については明らかにできず、「私に対してではなく、政府を含め原子力を推進している人たちに対して質問してください」と逃げのあり様でした。自己発言に対する説明責任は自身にあるのではないのでしょうか。

小出さんに呼応したのか、本月10日の朝日新聞に「放射性廃棄物東京に埋めよ」と題する都民の投稿記事が掲載されました。小出さんと異なる点は、処分候補地として、日比谷公園や駒場公園等の地下をあげたことです。

その安易な考えに業を煮やしたのでしょうか、物理学者の桜井氏は23日の同紙面上で、「リスク甚大な核廃棄物貯蔵」と題し、「建設地に名乗りを上げる自治体は甚大なリスクを負うという安全性の視点を欠いてはならない。地下貯蔵所建設には、情報公開に伴う公正・真摯な議論と慎重な対応が求められると警告したい」と訴えられました。その内容は私の見解と同様であり、安全性や防災問題を欠いた小出論に対する警告とも受け取れました。

国や事業者は、文献調査及び地質調査の了解と、処分場適地選定を一連の流れ作業とするのではなく、その都度情報を公開し、積極的な議論を展開させなければなりません。私は以前、幌延や東濃における調査・研究（地下施設の建設を含む）の成果を、各地の地層調査の結果に照らし合わせ、地上施設での保管が良いのか、地下施設での保管が良いのか、それとも深地層での処分が良いのかを明確にし、地層処分ならどこがベストなのか、どういった地層がベターであり、その地域はどこかといった情報をきちんと公開し、その上で決定（担当組織はこの段階で設立）すれば国民理解も得られると説き、調査・研究施設の誘致にも助力してきました。

現在もその考えに変わりありませんが、当時の世論や反対派の要請によって既に処分するための組織が設立されています（当方だけが具体的に反対した）。そうなると、当該機構も遊んではおれませんから、輸送方法（トラックでの単体輸送はリスクの分散に繋がることから船舶輸送）や関する条件（港を建設できる自治体もしくは海岸線を有する自治体との共同応募）など、そういった詳細を公表できぬままに「公募」を開始したのでしょうか。

当時の報道を確認してください。「原子力発電環境整備機構」は、世論（研究機関と処分機関が同一なのでは納得できない。同一では、研究施設がそのまま処分施設となる恐れがある。諸外国では処分機関を設立している等）によって設立されたのです。情けないことですが、その世論の中心は反対派の意見でした。

原環機構には「世論による設立」といった大義名分があるのです。広報費用も豊富でしょうから、「応募」を得るためには10億や20億、当然のことと考えているのかも知れませんが、しかし、そうさせた責任の多くは、場当たりの無責任論を展開させてきた人々にもあることを認識すべきです。「地層処分も地上保管もどちらも危険です」とリスクを主張されるのであれば、「電力本社の地下に」などといった感情論を述べるのではなく、そのリスクを軽減させるための高度な安全対策、高利益をも提供しなければなりません。万が一を予測しての防災対策や十分な補償体制も整備すべきです。場合によっては、当該自治体の全住宅について、基本料金の永久無料化といった手段も講じるべきだと私は考えています。

「国の顔が見えない」と主張する報道機関。顔を見せれば、「脅された」とおっしゃる小出さん（3月12日－8項）。国も嘸かし面食らっていることでしょうか、全面に出た積極的な議論こそが国民理解へと通じる道なのです。是非ともご理解ください。

以上